契約変更理由書

神戸市

工　事　名	国道428号（水呑）道路防災対策工事

■契約変更後の工事概要

繊維モルタル吹付工　1,060㎡、　鉄筋挿入工　一式、　ひび割れ注入工　一式、
ひび割れ充填工　一式、　表面保護工　一式

■設計変更の理由

①擁壁補修工において、当初ひび割れ補修後に張コンクリートを施工する予定であったが、降雨の後にひび割れ箇所からの漏水が確認できた。そのため、ひび割れ箇所の今後の状態を観察出来るように張コンクリート工から表面保護工へ変更を行うことにより、減額となる。

②当初、国道 428 号を常時 1 車線規制して施工する予定だったが、警察協議の結果、規制形態の変更が必要となり、それに伴い交通誘導警備員の数や仮設防護柵の変更が生じ、減額となる。

③現地調査の結果、繊維モルタル吹付を行うに当たって、法尻部の一部区間において、既設の落石防護柵との離隔がなく施工が困難と判明した。それに伴い、作業ヤード確保のため、落石防護柵の撤去、再設置及び足場工が必要になり、増額となる。

④その他現地精査の結果、各工種において規格・数量の変更が生じたため。